

地域協議会編

LPガス災害対策要綱

2016年4月1日

三重県伊勢LPガス協議会

2020年11月13日 改訂版

この要綱は、一般社団法人三重県LPガス協会が平成27年4月に三重県LPガス災害対策要綱を見直したのに伴い、当地域におけるLPガス協議会として災害対策要綱を定め、防災、減災に努めるものです。

想定を大きく超える東日本大震災の惨禍に遭遇して国民の防災意識の高まりの中、緊急時のエネルギーとしてLPガスの重要性が認識されつつあります。

そうしたことから、伊勢市、明和町、度会町、玉城町とも防災協定を締結し、近々に発生が予測されている南海トラフ巨大地震等の対策として、今考えられる防災、減災を目指す対策や災害発生時の緊急対応を見直し、取り纏めました。

今後、三重県地域防災計画、LPガス業界指針、中部地区LPガス連合会、三重県LPガス協会の方針との整合性をはかりながら、さらに地域防災を強化してまいります。

三重県伊勢LPガス協議会

会 長 中村 省三

目 次

三重県伊勢LPガス協議会災害対策要綱

第1章 総則

第1条(目 的)

1

第2章 組織

第2条(現 地 対 策 本 部 の 設 置)

1

第3条(現 地 対 策 本 部 の 組 織)

2

第3章 職務

第4条(防 災 、 減 災 対 策)

3

第5条(現 地 対 策 本 部 の 職 務)

3~4

第6条(普 及 時 に お け る 現 地 対 策 本 部 の 職 務)

4

第4章 会議

第7条(現 地 対 策 本 部 会 議)

5

第5章 会長の役割

第8条(現地対策本部の設置場所)

5

第9条(警戒宣言が発令された時)

5

第10条(災害が発生した時)

6

第6章 解散

第11条(現地対策本部の解散)

7

第7章 雑則

第12条

7

第13条

7

附則

対策本部等の設置基準

8

会員販売店の出動の基準

9

復旧資材等の費用負担

10

資料

三重県伊勢LPガス協議会連絡表

行政機関等名簿

避難所一覧表

LPガス災害対策要綱

三重県伊勢LPガス協議会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、通常時における防災、減災活動の指針、又、三重県内ならびに当該市町に地震災害及び水害等による重大な災害の発生、又は警戒宣言が発令された場合における緊急時のLPガスの保安の確保と安定供給、復旧対応に万全を期し、もって一般消費者、公共の信頼に応えることを目的とする。

第2章 組 織

(現地対策本部の設置)

第2条 本要綱の目的遂行のため災害による甚大な被害を受けた三重県伊勢LPガス協議会(以下、「協議会」という。)の協議会会長(以下、「会長」という。)は、三重県LPガス協会(以下、「県協会」という。)が立ちあげた災害対策本部(以下、「県協対策本部」という。)と連携して三重県伊勢LPガス協議会現地災害対策本部(以下、「現地対策本部」という。)を設置する。

但し、協議会が指定する現地対策本部建物が被災又は本部員に危害が及ぶ場合、会長の指名する場所に設置することができる。

2. 会長が事故又は欠員の時は会長が指名する災害対策担当の副会長が、担当副会長が欠員の時はあらかじめ指名された会員が設置する。
3. 現地対策本部を設置したときは、県協会、三重県並びに関係行政機関、団体に住所、電話、FAX番号、メールアドレス、会長名、窓口責任者名等を報告する。

(現地対策本部の組織)

第3条 現地対策本部は、被災地協議会の役員で構成し本部長、副本部長、並びに傘下会員をもって構成する。

2. 本部長は会長があたり業務を統括する。
3. 現地災害本部の組織、役職については本部長が判断、統括する。
4. 副本部長は協議会副会長があたり本部長を補佐し、本部長に事故あるときは上記第2条2によりその職務を代行する。
5. 本部事務局は会員があたり、本部長の命を受けその職務を遂行する。
6. 本部長は、災害の規模に応じて被災していない他の地域協議会、卸売協議会等関係諸団体に県協会を通じて本部構成員の増員要請を行う事ができる。

第3章 職 務

(防災、減災対策)

第4条 協議会は、通常業務において防災、減災対策を会員販売店、一般消費者に対して行う。

1. 防災、減災対策

- (1) 会員の集合場所の設定(訓練時及び緊急時に備え)
- (2) 会員販売店へのLPガス供給設備の固定、容器転倒防止チェーンの徹底
- (3) 一般消費者への防災、減災対策の実施、PR(避難時の屋内ガスメーターコック閉止、マイコン復旧操作等のPR)。
- (4) 国、県、市町が行う法に基づく訓練への参加並びに協会自主訓練の企画、実行
- (5) その他、国、県による法律、条例、指示、指導に基づく対策PR及び実施

(現地対策本部の職務)

第5条 緊急時における現地対策本部の職務は次のとおりとする。

- (1) 協議会傘下の会員、一般消費者、公共施設、電気、水道、道路の被害状況の収集、分析、その情報の県協対策本部及び会員への伝達
- (2) 県協対策本部、三重県、市町災害対策本部との連携、国、各関係行政機関への連絡業務
- (3) 県内、県外からの応援出動の調整(緊急出動人員及び車両の確保)
- (4) 各中核充填所からの問い合わせに関する確認応答と被災地支援の依頼

- (5) LPガス緊急支援物資等の応急調達
- (6) 県協対策本部を通じた卸売協議会(各社配送センター)、バルク協議会等への協力要請
- (7) 二次災害防止のための広報活動
- (8) マスコミに対する広報活動
- (9) 電話相談窓口の設置
- (10) その他必要な事項

(復旧時における現地対策本部の職務)

第6条 復旧時における対策本部の職務は次のとおりとする。

- (1) 県協対策本部と連携して具体的な被災地でのLPG供給の復旧計画の策定と実施
- (2) LPガス緊急支援物資等の支援要請
- (3) その他必要な事項

第4章 会 議

(現地対策本部会議)

第7条 現地対策本部は、県協対策本部長の命により災害復旧対策等の重要事項を協議する為、又は必要に応じ現地対策本部会議を招集する。本部長は、緊急事態が生じた場合には、本部長の権限により当該災害復旧対策を実施することができる。

2. 現地対策本部長は、必要に応じ学識経験者等を参加させることができる。

第5章 会長と役割

(現地対策本部の設置場所)

第8条 会長は、あらかじめ災害復旧又は支援のための現地対策本部の設置場所を定めておくものとする。

(警戒宣言が発令された時)

第9条 会長は、二次災害防止のため次の事前準備をするものとする。

- (1) 出動可能人員及び車両の把握
- (2) 燃料の確保、備蓄
- (3) 災害支援物資の在庫数確認
- (4) 復旧資材の確保
- (5) 地震発生時の事故防止事項の啓蒙、広報活動
- (6) その他必要な事項

(災害が発生した時)

第10条 被災地の会長は、二次災害防止及び災害復旧のため次の対策を行うものとする。

- (1) 会員販売店及び一般消費者等の被害状況の収集
- (2) 二次災害防止のための出動要員の確保
- (3) 復旧活動のための人員、燃料の確保
- (4) 避難所、病院等緊急度の高い場所へのLPガス供給体制
- (5) カセットボンベ等使用済ガス容器の回収方法について行政機関に広報を依頼する。
- (6) 被災者の相談窓口を設置する。

2. 被災地以外の会長は、県協対策本部の命により次の職務を遂行する。

- (1) 県協対策本部からの情報を協議会会員へ伝達する。
- (2) LPガス設備の災害復旧支援要員の派遣調整業務
- (3) LPガス緊急支援物資の調達業務
- (4) 被災地支援者の後方応援業務
- (5) その他、県協対策本部長からの指示ある業務

第6章 解 散

(現地対策本部の解散)

第11条 本部長は、予想される災害が終息し、または災害発生後の措置が完了したと認めるときは、県協対策本部、三重県災害対策本部、各市町災害対策本部と協議の上、対策本部を解散する。

2. 本部長は、対策本部を解散したときは関係機関に遅滞なく通知する。

第7章 雑 務

第12条 前各条に定めるもののほか、現地対策本部の運営に関し必要な事項は本部長がその都度定める。

第13条 他の都道府県において大規模な災害等が発生し、これを支援する場合においても本要綱を準用する。

附則 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 2 2020年11月13日

ブロック対策本部及びブロック対策本部構成員 削除

対策本部等の設置基準

1. 対策本部の設置

- (1)地震時 対策本部は、震度 5 強以上の地震が発生したとき又は、警戒宣言が発令されたときに設置
- (2)津波時 対策本部は、遠距離震源による大津波の到来が予想される場合、気象庁の発表の災害規模に応じて設置(1.5m以上の津波の到来が予想される場合等)
- (3)風水害等 気象庁が発表する特別警報や局地的豪雨により大災害の発生が予測される場合とする。

2. 現地対策本部の設置

地震により局地的に災害が発生し、会員が自力で措置することが困難であると会長が認めたときに設置する。

改定 2020 年11月4日 対策本部の設置基準 変更
ブロック対策本部 削除

会員販売店の出動の基準

1. 現地対策本部が設置されたとき、販売店は会長と連絡をとり必要に応じて集合場所へ出動する。
2. 災害が発生したとき
 - (1) 初期出動＝二次災害防止のための漏洩ガスの停止
 - (2) 二次出動＝供給設備、消費設備の点検・修理
 - (3) 三次出動＝LPガスの供給・点検

復旧資材等の費用負担

1. 災害復旧のために要した資材、人件費等に関する費用負担について

※別紙に定めるものとする。